



市民協働事業

岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の登録団体等から提案された企画案をもとに、市民グループと岡山市が協働して実施する事業です。

会場参加
と
オンライン参加

当事者の声が動かした刑法改正

性犯罪に関する無罪判決が相次いだ2019年3月。「こんなのはおかしい!」「性加害を裁く刑法を変えなければ!」と、全国で#metoo 運動がわき起こり、各地でフラワーデモが始まりました。

被害当事者の声とそれを支える思いがうねりとなり、国会に届けられ、性犯罪にかかわる刑法が2023年7月に改正されました。その検討を続けてきた法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」「法制審議会-刑事法(性犯罪関係)部会」に、当事者委員として参加され、ご尽力された山本潤さんをお迎えし、性暴力のない社会に向けた「これまで」と「これから」を、会場でも、オンラインでも語りあいましょう。改正のポイントは裏面に記載しています。ご確認ください。

また、フラワーデモは、岡山大、2019年3月に第1回目を開催。2020年10月からは岡山駅にて毎月開催を続けています。



撮影/佐藤光信

講師: 山本潤さん

講師プロフィール

1974年生まれ。看護師・保健師・公認心理師。茨城県立医療大学 保健医療学部 看護学科 助教。性暴力被害等当事者団体「一般社団法人Spring」の初代代表理事。

13歳から20歳までの7年間、実父から性暴力を受けたサバイバー。性暴力対応看護師(SANE)として、その養成にも携わる。2020年、法務省による性犯罪に関する刑事法検討会、2022年「法制審議会-刑事法(性犯罪関係)部会」の委員に、被害当事者・支援者として初めて選出。一般社団法人日本フォレンジック看護学会理事。

2024年2月18日(日)

13:30~16:00 ※開場 13:00~

会場: 岡山市男女共同参画社会推進センター
さんかく岡山 会議室
(岡山市北区表町三丁目14-1 アークスクエア201)

定員: 会場・オンライン それぞれ50名
※参加費無料ですが、必ず事前にお申込みください。

託児: 先着5名まで(要申込み)

主催: CAP プロジェクトおかやま・岡山市

協力: フラワーデモおかやま・STOP!性暴力おかやま

STOP!性暴力 おかやま とは…

岡山大でフラワーデモを主宰している団体です。各種団体の活動メンバーや県議・市議を含めた有志で構成されています。

毎月11日の17:30~18:30の1時間、岡山駅にてフラワーデモを開催しています。

被害に遭ったひとりひとりの物語の象徴として、花を持って集まっています。

ぜひ、みなさんもお集い下さい。お待ちしております。

[お申込み・お問合せ先] お電話・メールでも受付しています。

さんかく岡山 岡山市男女共同参画社会推進センター

TEL:086-803-3355

E-mail:sankaku@city.okayama.lg.jp



電子申込は
こちらから

FAX 送信先 086-803-3344 さんかく岡山

講演会 「当事者の声が動かした刑法改正」

FAX申込書 *は必須項目です

ふりがな *お名前		託児の希望	<input checked="" type="checkbox"/> をつけてください <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
*受講方法	<input checked="" type="checkbox"/> をつけてください <input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> オンライン		
メールアドレス（オンライン参加の方は*必須）		@	
ご職業・所属など（差し支えなければお教えてください。）			
*連絡先電話番号			

※オンライン受講の方には講座開催前にルームID・パスコードをさんかく岡山の上記アドレスからメールで連絡します。ドメイン指定など迷惑メールの対策をされている場合は、必ず受け取れる状態にしておいてください。

▲さんかく岡山へのアクセス▲

- JR 岡山駅から南東へ 1.5km(徒歩約 20 分)
- 路面電車 <清輝橋線>新西大寺町筋下車 東へ徒歩 1 分
<東山線>西大寺町下車 西へ徒歩 3 分
- 天満屋バスステーションから南へ約 500m(徒歩 7 分)
- 最寄りのバス停留所 新西大寺町筋バス停
- *契約駐車場はありません。
お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。



《刑法改正のポイント》

<p>○刑法改正 2017年7月13日施行（制定以来110年ぶり）</p> <ul style="list-style-type: none">・強姦罪は「強制性交等罪」に。定義変更…膣性交・口腔性交・肛門性交すべて強制性交に・有期刑の重罰化…3年以上から5年以上に・監護人の重罰化…18歳未満まで暴行・脅迫がなくても強制性交に・新設「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」・非親告罪化	<p>○刑法改正 2023年7月13日施行</p> <ul style="list-style-type: none">・罪名変更:強制性交等罪と準強制性交等罪を統合して「不同意性交等罪」に。強制わいせつ罪→「不同意わいせつ罪」に。・公訴時効の5年延長:不同意性交等罪10年→15年不同意わいせつ罪7年→12年被害者が18歳になるまで事実上時効は適用されず。・性交同意年齢を引き上げ:13歳→16歳に。被害者が13歳~15歳の場合、処罰の対象は「5歳以上」年上の相手。・「性的グルーミング罪」を新設:わいせつ目的で16歳未満を懐柔し、面会を求める行為などを処罰。・「撮影罪」を新設:性的な部位の盗撮などを処罰
--	--